

## 11月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出[税務署]

12月2日

- 個人事業税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分>[郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

## 当事務所よりひと言

藤崎社会保険労務士事務所の藤崎です。この度、社労士事務所便り10月号を送付させていただきました。今回は11月過労死等防止啓発月間について、10月からの厚生労働省関係の主な制度変更のまとめ、児童手当制度の変更について紹介しております。コラムでは、当事務所へ相談のある在宅勤務テレワークについてのQ&Aを掲載しましたので、是非ご覧ください。

## コラム「テレワーク勤務に適した労働時間制度と労働時間の管理方法」(月刊ビジネスガイド11月号掲載、一部編集)

Q

テレワークの導入を検討していますが、管理職の目が届かない会社外の勤務となることから、労働時間の管理に不安を感じています。労働時間の管理をどのようにすべきか教えてください。

A

テレワーク勤務は、会社に出勤する通常勤務と異なる環境での勤務となるため、適用する労働時間制度を検討・決定し、始業・終業時刻の記録・報告を行う勤怠管理の方法・ルールをあらかじめ決めることが重要です。

### 2 テレワーク勤務における労働時間の管理方法

テレワーク勤務の場合は、使用者自らによる現認ができないため、電子メールやビジネスチャット、または勤怠管理ソフトを利用して、毎日の勤務の開始時と終了時、また休憩の開始時と終了時に報告・記録を従業員に求めることとなります。

### 1 テレワーク勤務に適した労働時間制度

テレワークの勤務形態には、①自宅を就業場所とする在宅勤務、②会社以外の遠隔勤務用の施設等を就業場所とするサテライトオフィス勤務、③交通機関の車内など移動中やカフェなどを就業場所とするモバイル勤務がありますが、いずれの勤務形態であっても労働基準関係法令は会社での通常勤務と同様に適用されます。テレワーク勤務は通常勤務と異なる環境での勤務ですが、特別な労働時間制度が法的に認められているわけではないため、業務の仕方や業務内容によって、どの労働時間制を適用するかを検討・決定することになります。

顧問先様から在宅勤務に関する相談を受けます。通常勤務より労働時間の管理をしっかりと行うことが大事です！

